

告示

埼玉県告示第二百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在

でんきち 入間店

ロゼヤースマート 入間店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、百八十六

―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）でんきち 入間店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、

百八十六―一

（変更後）でんきち 入間店

ロゼヤースマート 入間店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、

百八十六―一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社でんきち 代表取締役 宮博

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目三番四号 外 未定

（変更後）株式会社でんきち 代表取締役 宮博

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目三番四号

北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一丁目十一番一号

ハ 変更年月日

令和四年三月十六日

ニ 届出年月日

令和四年三月十一日

二 縦覧期間

令和四年三月二十二日から令和四年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月二十二日から令和四年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課